

第21表 通学方法別、通学距離別児童生徒数

(昭39.5.1現在 へき地学校調査より)

	通学方法	計 (比率)	2 km 未満	2 km ~ 4 km 未満	4 km ~ 6 km 未満	6 km ~ 8 km 未満	8 km 以上
小学校	交通機関	476 (2.7%)		103	182	142	49
	スクールバス、 またはポート	474 (2.7%)	84	176	169	37	8
	徒歩、自転車	16,325 (94.5%)	9,846	4,340	1,659	414	66
	寄宿舎						
	総数 (比率)	17,275 (100.0%)	9,930 (57.6%)	4,619 (26.7%)	2,010 (11.6%)	593 (3.4%)	123 (0.7%)
中学年	交通機関	192 (2.6%)	1	7	52	70	62
	スクールバス、 またはポート	327 (4.4%)			133	50	144
	徒歩、自転車	6,891 (92.7%)	2,553	1,845	1,229	847	417
	寄宿舎	24 (0.3%)					24
	総数 (比率)	7,434 (100.0%)	2,554 (34.3%)	1,852 (24.9%)	1,414 (19.1%)	967 (13.0%)	647 (8.7%)

- (注) 1. いくつかの方法で通学している場合は、「交通機関」「スクールバス、ポート」「徒歩、自転車」の順により限定している。
2. 寄宿舎に入寮中の生徒については、寄宿舎から学校までの距離ではなく、当該生徒の本来の住居から通学した場合の距離である。

遠距離通学者(小学校4 km以上、中学校6 km以上)は、小学校15.7%、中学校21.7%と多くなっている。中には8 km以上の通学者もかなり多い。さらにこれらの児童生徒について通学方法についてみると、徒歩または自転車での通学者が圧倒的に多く、その割合は、小学生で94.5%、中学生で92.7%を占めている。こういう事情をみると、へき地の児童生徒達の通学条件は悪く、その困難さは、並みだいたいのものではないことがわかる。

毎日通う児童生徒のために、道路を整備し、スクールバスを用意したり、寄宿舎を設置したりして、通学条件を整備改善することが必要である。

(5) 教育扶助、長期欠席児童生徒

へき地の児童生徒について教育扶助を受けている者や、それに準ずる取扱いをされているものの数は、第22表のとおりである。

第22表 要保護・準要保護児童生徒数

(38.6.1現在)

	へき地教育扶助児童生徒数			へき地児童生徒数 (B)	比率 (A)/(B)
	要保護	準要保護	計 (A)		
小学校	667	1,167	1,834	17,275	10.6%
中学校	221	542	763	7,434	10.3%

経済的に貧困家庭が多く、要保護、準要保護者は、へき地全児童生徒の小学校は10.6%、中学校は10.3%を占めている。